長門市いじめ防止基本方針

（改訂版）

１　長門市いじめ防止基本方針の策定について　・・・　Ｐ１
２　いじめ防止等のための基本理念　・・・　Ｐ１
３　いじめの定義及び認知と対応の方針　・・・　Ｐ２
４　いじめ防止等の対策の基本方針　・・・　Ｐ３
　基本方針①　未然防止
　基本方針②　早期発見と適切な対応
　基本方針③　学校・教育委員会・関係機関との連携　・・・　Ｐ４
５　いじめの防止等のために長門市が実施すべき施策　・・・　Ｐ５
　（１）長門市いじめ防止等対策基本方針の策定
　（２）いじめ問題対策連絡協議会の設置
　（３）いじめ問題調査委員会の設置　・・・　Ｐ６
　（４）いじめ問題調査検証委員会の設置
　（５）いじめの防止等に係る施策の推進
　（６）いじめ防止等のための学校への指導・支援
６　いじめの防止等のために学校が実施すべき取組　・・・　Ｐ７
　（１）学校いじめ防止基本方針の策定
　（２）校内いじめ対策委員会の設置
　（３）学校におけるいじめの防止等に関する措置
　（４）指導上の配慮が必要な児童生徒への対応
７　重大事態への対応　・・・　Ｐ８
　（１）重大事態の判断及び報告
　（２）重大事態の調査　・・・　Ｐ９
　（３）再調査及び措置等
　重大事態発生時の調査等の流れ　・・・　P10

令和７年４月

長　門　市

１　長門市いじめ防止基本方針の策定について

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本基本方針は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、教育委員会・学校・家庭・地域その他関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という）第１２条の規定に基づき、長門市がいじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

２　いじめの防止等のための基本理念

児童等は、いじめを行ってはならない。（法第４条）

○　「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との認識の下、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを根絶することを目的に対策を行う。

○　いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することを最優先とし、教育委員会、学校、家庭、地域、関係機関、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

○　「学校・家庭・地域が一丸となって子どもの生命を守る体制づくり」を行うことと、「子どもたち自身が自他の命や権利を守っていける力を育む教育活動」を推進することをいじめ根絶の基本理念とする。

本市においては、地域ぐるみの協働により解決する仕組みづくりを強化するために、コミュニティ・スクールや地域協育ネットをいじめ対策の点からも推進する。

また、自他の存在そのものの価値を認め、共によりよく生きていこうとする「金子みすゞさんのまなざしと感性」を基調とした心の教育も推進する。

３　いじめの定義及び認知と対応の方針

（１） いじめの定義【 いじめ防止対策推進法第２条（定義）】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（２） いじめの認知と対応の留意点

○　個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つ。

○　「いじめ」に該当するか否かを判断する時は、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。

○　いじめの確認と把握においては、次の点に留意する。

・当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察する。

・いじめられた児童生徒の主観を確認するだけでなく、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認する。

・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、必要に応じて、第 22 条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

・「けんか」「ふざけ合い」「からかい」「いじり」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めを行う。

○　インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応をする。

○　好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為をした児童生徒に「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による処置も可能である。

○　いじめの中でも、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報する必要があるものについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとる。

（３） いじめの解消について

○「いじめが解消している」とは次の２つの要件が満たされている必要がある。
①いじめに係る行為の止んでいる状態が相当の期間継続していること。
相当の期間とは、少なくとも３ヶ月を目安とする。
②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点で、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により確認すること。
○「いじめが解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する必要がある。

４　いじめ防止等の対策の基本方針

基本方針①　未然防止
学校・家庭・地域・関係機関が連携・協働して未然防止に取り組む。

いじめを根絶するためには、豊かな感性や他者を思いやる心、正しい人権感覚や道徳心など、豊かな人間性や正しい判断力と行動力を育むことが必要である。さらに、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる、いじめを発生させない環境づくりも大切である。

学校・家庭・地域・関係機関が一体となった取組や啓発を継続的に行う。

みすゞ読本	全小・中学生に配付し、道徳等によって思いやりの心を育む。
学校運営協議会	学校運営協議会の中で、学校・家庭・地域が一体となった取組を話し合う。
地域協育ネット	地域の方々がたくさん学校を訪問し、教育内容や環境を充実させるとともに、子どもたちと心がこだまし合う豊かな交流を広げるために、地域交流プラザが学校と地域を結ぶ。

基本方針②　早期発見と適切な対応
いじめを早期に発見し適切に対応する研修や体制づくりを進める。

いじめは、構造的にいじめ行為が見えにくい一面があることから、児童生徒

の些細な変容について、関わるすべての大人が状況等を共有し、「背景にいじめがあるのではないか」との危機意識をもち、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、可能な限り早期にいじめを認知することが必要である。

また、いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、他の業務に優先して、速やかに校内いじめ対策委員会に報告し、組織的な対応につなげなければならない。迅速かつ適切、丁寧な指導・支援を行い、児童生徒にとって、一刻も早く安心・安全な学校生活となるよう、必要に応じ、関係機関や専門家等と連携しながら、組織的な対応や支援が必要である。

このため、いじめへの的確な対応に資する教職員の実践的知識を深め、平素から協働実践が行えるよう、教員評価による評価・検証・改善を行い、教職員研修を充実させ、組織的な対応のための体制整備を進める。

教職員研修	教員評価において､学校におけるいじめ対策の取組状況を積極的に評価する。 専門的知識に基づいたいじめ防止対策がとれるよう､夏季研修講座や初任者研修で教職員研修を実施する。
アンケート調査	全ての小･中学校で毎週１回､いじめに関する調査を行い、いじめの疑いやいじめに発展する恐れがある事例が見つかったときは､校内いじめ対策委員会を中心に､情報を確認・共有し迅速に対応する。
教育支援センター	いじめその他の問題について、本人、保護者、学校からの相談に応じるとともに、必要に応じて、ＳＳＷ(スクールソーシャルワーカー)や臨床心理士、関係機関につなぐ。

基本方針③　学校・教育委員会・関係機関との連携

学校だけでは対応が難しい事案は、教育委員会や関係機関が連携する。

学校だけの対応では、早期解決が困難な事案がある。教育委員会が指導助言や支援を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携した取組を進める。

教育委員会	いじめ事案が発生したときは、学校は教育委員会に連絡・相談し、教育委員会は必要な指導助言や支援を行う。

少年安全サポーター	職務遂行に必要な知識及び技能を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。児童生徒の生命や身体の安全や財産が脅かされている場合は、学校と連携しながら直接・間接的に指導や支援を行う。必要に応じて、警察とも連携する。
その他の関係機関	必要に応じて、児童相談所、子育て支援課、民生・児童委員、保護司、医療機関、法務局等の人権擁護機関と連携した対応を行う。法務局の「子どもの人権１１０番」、やまぐち総合教育支援センターの「やまぐち子どもＳＯＳダイヤル」などの窓口を児童生徒・保護者へ周知する。

５　いじめの防止等のために長門市が実施すべき施策

（１）　長門市いじめ防止等対策基本方針の策定

法の趣旨を踏まえ、国や県の基本方針を参考にして、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「長門市いじめ防止等対策基本方針」（以下「市基本方針」という。）を定める。

（２）　いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめの根絶を期し、その実態を把握しながら適切な対応をとることを目的として、関係諸機関との連携及び情報交換、学校・家庭・地域への啓発活動、その他「いじめ等」に係る対策事業を行うために、「いじめ問題対策連絡協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

◆「協議会」は、校長会、生徒指導主任会、警察署、子育て支援課等の市内のいじめ防止対策に関係する機関・団体で構成する。

◆「協議会」の会議は、構成機関・団体の代表者等の出席を得て開催する。

（３）　いじめ問題調査委員会の設置

本市で発生した重大事態に関する調査を行うとともに、市基本方針の運用状況を検証するために、いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

◆「調査委員会」は、学識経験者、医師、弁護士、臨床心理士、社会福祉士等で構成する。

◆「調査委員会」は教育委員会の附属機関として設置し、委員は教育委員会が任命する。

（４） いじめ問題調査検証委員会の設置

本市で発生した重大事態に関する調査結果について、市長が必要と認めるときに再調査を行うために、いじめ問題調査検証委員会（以下「検証委員会」という。）を設置する。

◆「検証委員会」は、学識経験者、医師、弁護士、臨床心理士、社会福祉士等で構成する。

◆「検証委員会」は市長の附属機関として設置し、委員は市長が任命する。

（５） いじめの防止等に係る施策の推進

① いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備する。
② 学校、家庭、地域、関係機関及び民間団体の間の連携強化、民間団体の支援その他必要な体制を整備する。
③ 保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置等、家庭への支援を行う。
④ 学校相互間の連携協力体制の構築を図る。
⑤ ＳＣ（スクールカウンセラー）、ＳＳＷ（スクールソーシャルワーカー）等の、心理、福祉等に関する専門家の配置、及び学校へ派遣する。
⑥ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実を図る。
⑦ 学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
⑧ 重大事態へ対処する。
⑨ 財政上の措置その他人的体制の整備等必要な措置を行う。

（６） いじめ防止等のための学校への指導・支援

① 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の取組の推進を図る。
② いじめに適切に対応できる学校支援体制の整備を推進し、学校運営の改善を支援する。
③ いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的なアンケート調査、個人面談の取組状況の点検・評価、その他必要な措置を行う。
④ 児童生徒、保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。
⑤ 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修を行う。
⑥ いじめに対する措置
〇いじめの発生時における学校に対する支援、措置、又は調査を行う。
〇いじめを行った児童等の保護者に対して長門市立学校管理規則第７条第１項に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒及びその他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる。

６　いじめの防止等のために学校が実施すべき取組

（１）　学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国の基本方針、県や市の基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

① いじめの未然防止、早期発見、対処等に係る内容を明記する。
② アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてマニュアルを定める。
③ 学校評価の評価項目に位置づけ、学校の実情に即して機能しているか点検、必要に応じて見直しを行う。
④ ＰＴＡや学校運営協議会等から意見を反映させる。
⑤ 児童生徒の思いや考えを汲み取り、反映させる。
⑥ 学校便りやホームページなどで情報公開を行う。

（２）　校内いじめ対策委員会の設置

学校は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行い、組織的な対応によりいじめの問題の解決を図るため、常設の組織「校内いじめ対策委員会」を置く。

① 学校のいじめ問題への組織的対応における中核的な役割を果たす。
② 関係児童生徒への事実関係確認、保護者との連携を図る。
③ 当該委員会は、学校基本方針の策定や見直し、いじめ未然防止の取組が計画どおり進んでいるかの確認を学校評価の評価項目（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・早期対応のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に位置づけ、日常的に評価・検証・改善する。
④ 児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識できる取組（例えば、全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等）を実施する。

（３）　学校におけるいじめの防止等に関する措置

① いじめの未然防止

児童生徒が自主的にいじめについて考え、議論すること等、いじめ防止に資する活動に取り組むとともに、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できるような授業づくりや集団づくりに努める。また、情報モラルを身に付けさせるため

の教育の充実を図る。

② いじめの早期発見

定期的なアンケート調査や教育相談等の実施により、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもち、早い段階から的確にかかわり、積極的に認知する。

③ いじめへの対処

特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。いじめの事実確認を確実に行い、加害児童生徒，被害児童生徒又は保護者に対する指導や支援を行う。

（４） 指導上の配慮が必要な児童生徒への対応

学校として、特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

① 発達障害を含む障害のある児童生徒

個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた上で、適切な指導・支援を行う。

② 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒

言語や文化の違いから、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、外国人児童生徒等に対する理解を促進し、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

③ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒

教職員の正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

④ 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」）については、被災児童生徒の受けた心身への多大な影響や、慣れない環境への不安感を教職員が理解し、細心の注意を払いながら、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。

7　重大事態への対応

（１） 重大事態の判断及び報告

いじめ重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成２９年３月文部科学省）」により適切に対応する。

重大事態とは、以下の場合をいう。
○いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
○いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（法第２８条）

（２） 重大事態の調査

① 調査主体の決定

調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、教育委員会が主体となって行う場合がある。当該事案の指導経過や特性、いじめを受けた児童生徒・保護者の訴えなどを踏まえ、適切に決定する。

② 調査の趣旨

調査は因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を明確にし、学校、教育委員会が真摯に事実に向き合うことで、当該重大事態への対応及び同種の事態の発生防止に資することを目的とする。

③ 調査の組織

学校が主体の場合は、「いじめ対策委員会」を中核として、学識経験者、医師、弁護士、臨床心理士、社会福祉士等の参加を図ることにより、中立性・公平性を確保した上で調査を行う。

教育委員会が主体の場合は、「いじめ問題調査委員会」により、中立性・公平性を確保した上で調査を行う。

④ 調査結果の報告及び提供

学校、教育委員会は、いじめを受けた児童生徒・保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について、個人情報に十分配慮した上で、適切に提供するものとする。

いじめを受けた児童生徒・保護者が希望する場合には、学校、教育委員会は、いじめを受けた児童生徒・保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えることとする。

教育委員会は、調査結果について速やかに市長へ報告を行う。

（３） 再調査及び措置等

調査報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のための必要があると認めるときは、第三者組織を設置し、調査の結果について、調査を行うこととする。

重大事態発生時の調査等の流れ

学　校

重大事態とは
①児童生徒の生命・身体または財産に重大な被害が生じた疑いがある事態。
②児童生徒が３０日以上の期間、学校を欠席することを余儀なくされている事態。

発生報告

市教育委員会

発生報告

市　長

校内いじめ対策委員会	学校サポートチーム	いじめ問題調査委員会
（学校主体）	（学校教育課）	（市教育委員会）
・教職員 ・スクールカウンセラー ・民生児童委員など ◆学校サポートチームとの連携	・ＳＳＷ ・少年安全サポーター ・教育支援センターなど ◆必要に応じて学校安全体育課からの支援	・学識経験者 ・医師 ・弁護士 ・臨床心理士 ・社会福祉士など

支援

公平性・中立性の確保、プライバシーへの配慮

調査結果の報告

市教育委員会

いじめられた児童生徒・保護者に対して、調査によって明らかになった事実を適切に提供する。

調査結果の報告

市長が必要であると認める場合

市　長

いじめ問題調査検証委員会

（市長部局）

・学識経験者　・医師　・弁護士
・臨床心理士　・社会福祉士など

調査結果の報告

市議会

いじめられた児童生徒・保護者に対して、調査によって明らかになった事実を適切に提供する。